

福島県行財政改革推進本部会議 次第

日 時 令和3年6月14日（月）

午前11：00～

場 所 北庁舎2階 災害対策本部会議室

1 開 会

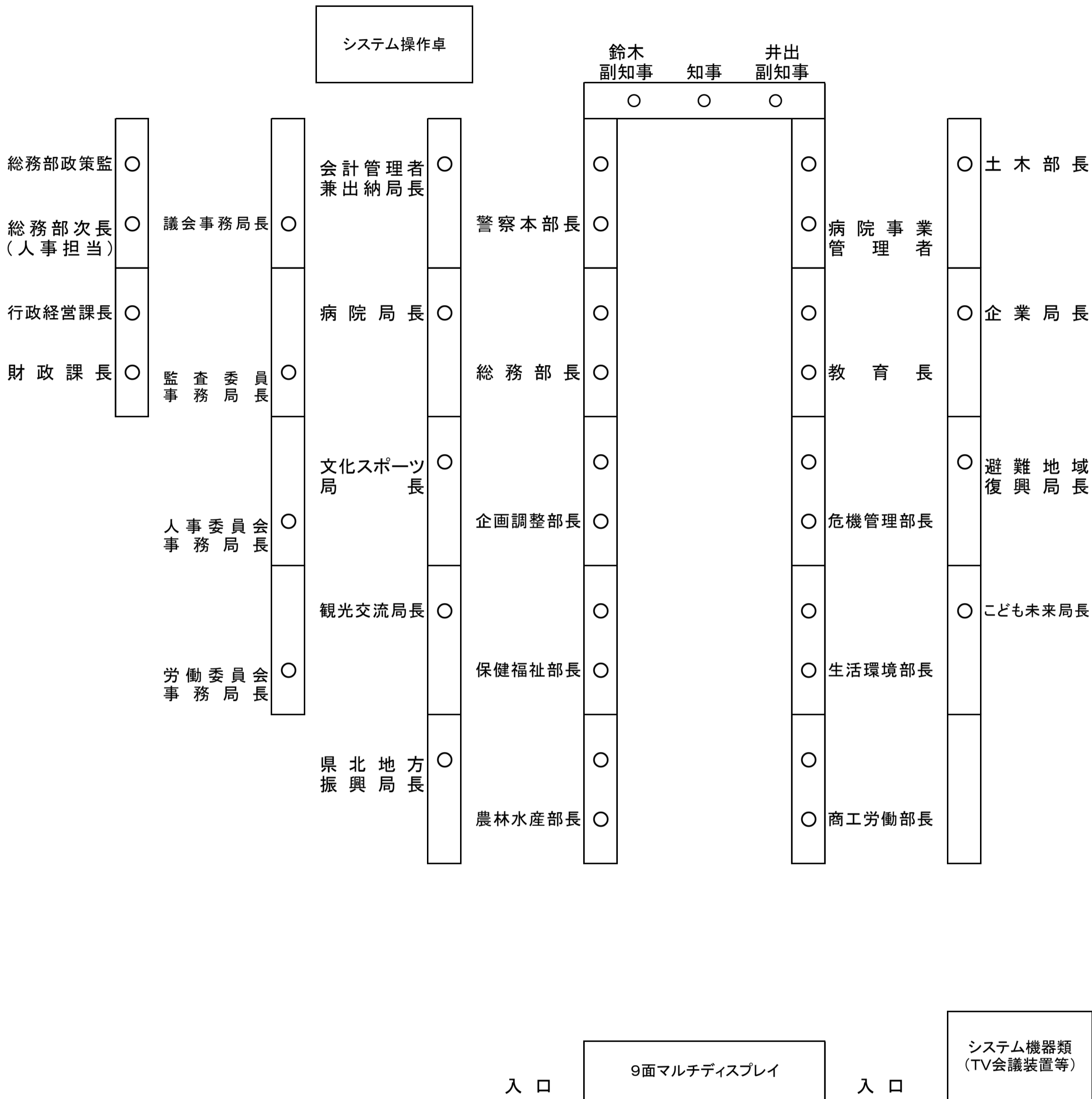
2 議 題

- (1) 復興・創生に向けた行財政運営方針に基づく令和2年度における主な取組状況（案）について
- (2) 行財政運営方針に基づくこれまでの取組状況（H24～R2）の総括（案）について
- (3) 復興・創生に向けた行財政運営方針の見直し（新計画の策定）（案）について

3 閉 会

福島県行財政改革推進本部会議 席次

日時: 令和3年6月14日(月)午前11:00~
 場所: 北庁舎2階 災害対策本部会議室





「復興・創生に向けた行財政運営方針」に基づく令和2年度の主な取組状況【概要】

うつくしま行財政改革大綱

(平成18年度～22年度)

平成23年3月11日

東日本大震災発生

『復興・再生に向けた行財政運営方針』

(平成24年10月策定)

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

1 自主財源の確保

県有財産の活用

1.9億円

(未利用財産処分、広告事業等)

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を効果により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	12	48百万円
広告事業	11	35百万円
貸付事業等	4	106百万円

2 国からの復興財源確保

国からの復興財源確保

- ・震災復興特別交付税 **151億円** (R3 当初予算額)
- ・福島再生加速化交付金 **721億円** (R3 当初予算額)

国からの財源措置として、震災復興特別交付税が通常分とは別枠で確保されるとともに、本県独自の福島再生加速化交付金が継続して措置されました。

3 原子力損害賠償金の確保

原子力損害賠償金の請求

- ・一般会計 **14億円**
- ・一般会計(公共財物分) **36億円** (R2年度請求額)

令和2年度中に新たにとりまとめた損害について、東京電力に賠償を請求しました。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出面からの徹底した精査

歳入の確保

16億円

(事務事業の見直し)
基金や県債の活用、内部管理経費の節減や事務事業の見直し等を行うことなどにより歳入の確保に努めました。

主な取組	(R3 当初予算ベース)	(R2 当初予算ベース)
「復興・創生分」	328億円	328億円
原子力災害復興基金の活用	16億円	16億円
「通常分」	16億円	16億円
事務事業の抜本的な見直し等	45億円	45億円
県債の更なる活用		

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

1 復興・創生を着実に推進するための体制整備

組織体制の強化

- ・次世代産業課の新設
- ・風評・風化戦略担当理事(原子力損害対策担当理事を兼務)、風評・風化戦略室の新設

様々な行政運営上の課題等に迅速かつ的確に対応していくため、組織改正等を行いました。

2 復興・創生に向けた人員の確保

必要な人員の確保

他県等応援職員70名

(令和3年4月1日現在)

令和3年度に向け正規職員や任期付職員の採用に加え、他県等応援職員の受入れなど、必要な人員の確保に努めました。

3 復興・創生を担う人材の育成

職員研修の充実

- ・新採用職員サポート職員 **259名**
- ・会計事務職員研修 **263名**
- ・メンタルヘルス研修 **1,860名**

新採用職員の相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置する「新採用職員サポート制度」や会計事務職員の資力向上に向けた研修会、メンタルヘルスケアに関する研修会等を実施しました。(R2配属:受講職員数)

4 多様な主体との協働の推進

専門的知識を持った人材の活用

- ・福島県クリエイティブディレクター
- ・「放射線と健康」アドバイザーグループ
- ・地域産業復興・創生アドバイザー等

外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

平成29年10月、運営方針が5年の対象期間を迎えることから、取組を総括し、運営方針を見直した。

『復興・創生に向けた行財政運営方針』

対象期間:令和3年度末(新たな総合計画の策定期間の延期等を踏まえ、当初の令和2年度末から1年間延長)

◎ 以下の4つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

市町村との協議等

31回

(3人4脚)

(R2市町村訪問協議)

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

県職員の派遣

- ・県職員46名派遣 (R3県職員の市町村等派遣数)
- ・県任期付職員27名派遣 (R3 県任期付職員の市町村派遣数)

市町村等からの派遣要請により県職員を派遣するとともに、県任期付職員の公募・選考を行い、被災市町村へ派遣しました。

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

災害復旧事業への支援

- ・農地や農業用施設の災害復旧 **70%完了**
- ・東日本大震災関連 **75%完了**
- ・令和元年東日本台風関連 **75%完了**

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術が必要とする工事等を県営事業として実施しました。

4 市町村の財政運営に対する支援

復興財源の確保

- ・震災復興特別交付税 **381億円** (R2市町村分)

令和2年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

視点2 復興を加速させる執行体制の強化

視点3 復興を進める市町村との連携強化

視点4 復興に向けた効果的な情報発信

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

統一性のある情報発信

「復興・再生のあゆみ」の発行 (3回)

復興の状況を分かりやすく発信するためにまとめた「復興・再生のあゆみ」を発行し、各種イベントでの掲示や配布、県HPでの公表などを行いました。

避難者への情報発信

ふくしまの今が分かる新聞

(年6回、32,000世帯、県外自主避難1,400世帯)

避難者に対してふるさとの復興情報の提供を随時行い、ふるさととの絆を維持するとともに、きめ細かな情報発信に努めました。

2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

県公式イメージポスター等の作成

来て、吞んで、味わって、住んで、ふくしま

県クリエイティブディレクター監修のもと、5種類の県公式イメージポスターと10種類の市町村版「来て」ポスターを作成し、本県に思いを寄せる企業や自治体等に幅広く届出いただきました。

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

モニタリング検査結果公表

- ・農林水産物モニタリング件数 **14,596点**
- ・米の全量全袋検査 **31万点**

米を含む農林水産物等の放射性物質モニタリング検査結果を、県が運営する専用WEB「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で提供しました。

行財政運営方針に基づくこれまでの取組状況（H24～R2）の総括【概要】

令和3年6月 福島県行財政改革推進本部

復興・創生に向けた行財政運営方針

視点1 財源と財政健全性の確保

- 1 自主財源の確保
- 2 国からの復興財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出面からの徹底した精査

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○あらゆる手段により、歳入確保に努めた。復興・創生のための財源を国に求め、所要の財源を確保した。東京電力に原子力損害賠償金を請求し、一部支払いを受けた。</p> <p>○事務事業を検証し、効果的・効率的な執行を徹底し、財政健全性の確保に努めた。</p>	<p>○復興の進捗により生じる新たな課題等へ柔軟に対応するため、第2期復興・創生期間中も安定的な財源確保が必要。</p> <p>○新型コロナウイルスへの対応や自然災害からの復旧・復興など、広範かつ膨大な財政需要へ対応するため安定的な財政基盤が必要。</p>	<p>■国からの復興財源の確保 第2期復興・創生期間の国の財源フレームを踏まえ、毎年度、予算を確実に確保していく。</p> <p>■歳入・歳出面からの徹底した精査 徹底した歳出の精査に努めるとともに、県債・基金の活用等により歳入確保を図る。</p>

視点2 執行体制の強化

- 1 復興・創生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・創生に向けた人員の確保
- 3 復興・創生を担う人材の育成
- 4 多様な主体との協働の推進

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○直面する課題に迅速かつ確に対応するため、部局や課室の新設など必要な組織改正等を実施。</p> <p>○復興・創生に必要な人員を、正規職員や任期付職員の採用、他県や国等の職員の受入れなど、多様な方策により確保。</p>	<p>○福島イノベーション・コースト構想の実現や風評・風化対策に加え、新型コロナウイルス感染症等新たな行政課題への全庁的な対応が必要。</p> <p>○事業の進捗や中長期的な行政需要等を踏まえ、引き続き必要な人員の確保と効果的・効率的な執行体制の整備が必要。</p>	<p>■復興・創生の実現に向けた業務進行体制の整備 変化する行政課題に、全庁的かつ部局横断的に迅速かつ柔軟に対応する。短期的・長期的な行政需要のバランスを考慮した組織体制の整備に加え、多様な主体との協働や外部人材の活用等を推進する。</p>

視点3 市町村との連携強化

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
- 3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○長期避難者の生活拠点の形成、広域連携や職員確保などに連携して取り組んだ。</p> <p>職員派遣等の人的支援やハード整備等の事業執行への支援に幅広く対応した。</p> <p>○国へ財源確保を様々な機会で見守り。市町村と連携して原子力損害賠償を請求。</p>	<p>○被災市町村は単独では解決が困難な課題を抱え、増大する業務に対応する職員が不足しているため、課題解決に向けた人的支援が必要。</p> <p>○第2期復興・創生期間中における復興財源と将来にわたる財政健全性の確保が必要。</p>	<p>■課題解決に向けた連携と人的支援 被災市町村と一層の連携を図り、継続して職員の確保に取り組む。</p> <p>■復興財源の確保と健全な財政運営 国に負担極小化に向けた財源確保を求めるとともに、市町村に財政健全性への助言等を行う。</p>

視点4 効果的な情報発信等

- 1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な方法発信
- 2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信
- 3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信等

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○全庁一体となった取組により、農林水産物や観光客入込数などは様々な成果が現れている。</p> <p>○一方、一部の農林水産物や教育旅行などは震災前の水準に達しておらず、風評・風化の問題は根強い状況。</p>	<p>○ブランド力向上や信頼される産地・魅力ある観光コンテンツづくり等が必要。</p> <p>○国内外に最新の現状と魅力を発信するとともに、福島への認識をアップデートしてもらうための対策が不可欠。</p> <p>○ALPS処理水海洋放出への対応が必要。</p>	<p>■風評払拭・風化防止に向けて粘り強い取組の継続と新たなチャレンジが必要</p> <p>①粘り強い取組の継続と新たなチャレンジ、②更なる「アップデート」に向けた最新かつ正確な情報発信、③連携・共創による信頼関係の構築、の3つの方針により対策を強化する。</p>

その他の取組 働き方改革等

- 1 業務効率化に向けた働き方改革
- 2 継続的な行財政改革への取組

《その他の取組》

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○福島県職員版働き方改革基本方針を決定し、働き方の見直しに向けた取組を実施。</p> <p>○個別の行財政改革の課題について、それぞれの計画に基づいて継続的に取り組んだ。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症等新たな行政課題が発生する中でも復興・創生を推進するため、デジタル変革や働き方改革が必要。</p> <p>○復興・創生に重点を置く中でも、個別の行財政改革の課題は継続的な取組が必要。</p>	<p>■デジタル変革と働き方改革の推進 仕事の進め方の見直しやデジタル技術の活用等により、県民サービスの向上、業務効率化、働き方の多様化を図る。</p> <p>■行財政改革の継続した取組 各計画に基づく適切な進行管理が必要。</p>

「復興・創生に向けた行財政運営方針」の見直し（新計画の策定）について

I 運営方針の見直し

- 「復興・創生に向けた行財政運営方針」は、対象期間が今年度末で終期を迎えることから、年度内に見直す必要がある。

II これまでの経緯

- 昭和60年以降、数次にわたり「行財政改革大綱」を策定し、これに基づき県の行財政改革を実施してきた。
- しかし、東日本大震災により、行財政運営の明確な見通しや目標を立てることが困難になったため、復興・再生（創生）に向けた行財政運営の当面の考え方として、「復興・再生に向けた行財政運営方針（H24～H28）」及び「復興・創生に向けた行財政運営方針（H29～R2（※）」を策定した。
（※ 新たな総合計画策定期間の延期等を踏まえ、期間を1年間延長して対応。）

III 課題認識

- 復興・創生業務の進展に加え、新型コロナウイルス感染症、大規模災害、デジタル変革(DX)、働き方改革の取組等、行財政運営に関する新たな行政需要や大きな状況変化が生じており、現運営方針はこれらの現状を反映しきれていない、また数値目標がなく進行管理が困難、などの課題がある。

IV 新計画策定の考え方（案）

- 上記の課題等を踏まえ、以下の考え方により、現運営方針の見直し（新計画の策定）を進めたい。

1 内容

- 第2期復興・創生期間の計画であり、現運営方針との継続性を確保するとともに、新たな総合計画との連動を図る。
- 復興・創生に限定せず、上記の新たな行政需要や大きな状況変化を反映させる。

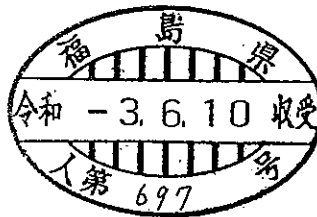
2 期間

- 現運営方針との継続性を踏まえ、第2期復興・創生期間の終期に合わせて、令和7年度末まで（4年間）とする。

3 指標

- 計画の進捗状況を客観的に把握する必要があるため、「指標」を設定する。

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、同運営方針の見直し（新計画の策定）については、新たな総合計画との連動と現運営方針との継続性の確保を図ること、また復興・創生に限らず新たな行政需要や大きな状況変化を反映させること、令和7年度末を終期として策定すること等に異議はありません。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興・創生の着実な推進と新たな行政需要等への対応に向けて、十分な財源の確保と適切な予算執行に努めるとともに、必要な人員の確保と人材育成、効果的な外部人材の活用等が求められる。
- 2 市町村によって復興の進捗状況が異なることから、財源確保や人材育成等、各自治体の状況や課題等を踏まえた連携の強化ときめ細かな支援が求められる。
- 3 風評の払拭及び風化の防止に向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、理解しやすい表現を用いながら、国内外に積極的に発信することが求められる。
- 4 新計画の策定に当たっては、新しい生活様式など新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容の状況等を十分に踏まえるとともに、中長期的な視点にも配慮しつつ、復興・創生施策の推進と新たな行政需要への対応を両立させることが求められる。
- 5 新計画の策定に係る指標の設定については、数値の達成のみで評価されることのないよう工夫するとともに、数値化しにくいものや中長期的な視点で取り組むべきものなどにも配慮することが求められる。